

アサヒ Speak Up 規程

「アサヒ Speak Up 規程」(以下「本規程」という。)をお読みいただく方へ

私たちは、「期待を超えるおいしさ、楽しい生活文化の創造」というミッションを達成するために、「正直であること・誠実であること・公平であること」を大切にされた事業活動を行っています。

「アサヒグループ行動規範」、「アサヒグループ人権方針」、「ピープルステートメント」、その他グループレベルや地域レベルで適用される各種規程は、私たちがこれらの価値観を実践していくための支えとなっています。

しかしながら、私たちの最善の努力にもかかわらず、社内規程や法令に違反していると思われる状況、またはその他の非倫理的な事象に遭遇されるかもしれません。

不正行為があった場合、早期に問題を発見し、深刻な問題に発展する前に状況を改善するための措置を講じることが重要です。皆さんの声が、これを可能にします。

同時に、懸念についてオープンに声をあげることが必ずしも容易ではないことも理解しています。

本規程は、そのような懸念事項を報告するために正式に設置されたアサヒの機密性の高い窓口に関するガイダンスを提供するために定められました。

懸念があれば、できるだけ早く声を上げてください。
あなたの声が、会社をより良くします。

アサヒグループホールディングス株式会社
取締役 兼 代表執行役社長 Group CEO 勝木 敦志

本規程の適用対象

本規程は、アサヒグループ各社との直接的な契約関係の有無にかかわらず、本規程に記載の Speak Up 窓口を誠実に利用して懸念を報告するアサヒグループ各社のすべてのステークホルダーに適用されます。

これには例えば以下の者が含まれます。

- 役員・従業員(契約社員、派遣社員、パート、アルバイトなどを含む。)及び元役員・従業員
- 顧客、取引先、サプライヤー、およびその従業員
- ビジネスパートナー、請負業者、およびその従業員
- 上記のいずれかの親族、配偶者、扶養家族

「アサヒグループ各社」とは、アサヒグループホールディングス株式会社およびアサヒグループホールディングス株式会社が直接または間接に過半数の株式を所有・支配する会社を指します。

なお、本規程のうち一部の規定条項は、アサヒグループ各社の役員・従業員にのみ適用されません。

本規程に基づき報告することができる事項

本規程に基づき、アサヒグループ各社に関する不正行為の疑いに関するあらゆる懸念を報告することができます。

これには例えば以下のような行為に関する懸念が含まれます。

- 法令、社内規程、原則に違反する行為
- 人権侵害
- 現代奴隷
- 贈収賄や汚職
- 不正行為や不正経理
- 競争法違反
- あらゆる犯罪行為
- 公衆衛生、製品の安全性、環境へのリスク
- マネーロンダリングや制裁違反
- 会計、監査、企業情報開示に関する事項
- 差別、報復、ハラスメント
- 権力の濫用や利益相反
- アサヒグループ各社の評判を傷つける可能性のある行為
- 上記のいずれかを隠蔽しようとする行為

本規程に基づき報告すべきでない事項

以下の事項については、本規程に基づく報告ではなく、他の手段で対処すべきです。

- 生命や財産に差し迫った脅威がある場合は、お住まいの国の緊急電話番号に連絡してください。
- 日常業務に関する質問は、上司に相談してください。
- 同僚との関係対立、人事考課、異動、昇進に関する決定、雇用条件に関する事項、停職、解雇、懲戒に関する決定など、従業員の個人的な業務上の苦情や懸念については、まず、上司または所属会社もしくは事業場の人事部門に相談してください。

報告の提出方法

従業員の場合は、一般的に、まずは上司、人事部門、または法務・コンプライアンス部門に懸念を伝えてください。

しかし、そうすることに抵抗がある場合(例えば、報復やその他の不利益処分を恐れている場合)、又はそれが不適切であると考えられる場合は、以下の「Speak Up」システム、または会社や事業場が設置したその他の窓口を通じて報告することができます。

以下の「Speak Up」システムでは、多言語で(利用可能な言語の一覧は別紙 1 を参照)秘密厳守かつ安全に報告を行うことができ、救済への公平なアクセスを確保しています。

- ウェブサイト:asahigroup.ethicspoint.com
- モバイルサイト:asahigroupmobile.ethicspoint.com
- 指定国・地域における無料電話ホットライン(ホットライン番号については別紙 1 を参照)

「Speak Up」システムは、ナビックス・グローバル社という外部の第三者によって独自に運営されており、アサヒグループが事業を展開している国・地域の言語で、24時間 365 日体制で利用することができます。

この報告ツールは秘密保持を目的としており、匿名で 사용할 ことができます。

電話による報告は録音されず、ナビックス社のオペレーターは報告者の個人情報を要求しません。ただし、電話による報告があった場合は、その内容を記録した書面を作成し、アサヒグループの調査チームに提出します。

身元を明らかにして通報するか、匿名で報告するかは選択することができます。ただし、調査をより効果的かつ効率的に行うため、報告の際には身元を明らかにすることをお勧めします。

報告者の身元および身元を特定できる要素は、プロセスのすべての段階において可能な限り秘密にされます。

報告をする際には、より効果的な調査を行うため、(特に匿名を選択した場合)できる限り詳細な情報と証拠を提供してください。詳細な情報には、疑われる不正行為の説明、懸念の背景、懸念の理由、関係者(目撃者を含む)の氏名と役職、不正行為の疑いが起きた日付と場所が含まれます。証拠には、文書、電子メール、Teams 上の通信、その他の形式で保存された情報などが含まれます。

報告提出後の流れ

アサヒグループは、懸念を提起した報告者の勇気に感謝し、すべての報告を真摯に扱い、客観的な方法で適切に調査します。

報告者が報告を提出した場合(「Speak Up」システムを通じた報告か、所属会社または事業場で利用可能な他の窓口を通じた報告かを問いません)、アサヒグループは、報告を受領してから7日以内に、報告の受領を書面で確認します。

「Speak Up」システムを通じた報告においては、匿名のまま会社と連絡を取ったり、会社から受領確認やフィードバックを受け取ったりすることができます。

書面や口頭によるやり取りを機密に行うため、システムでは今後の通信を認証する固有の案件管理番号が割り当てられます。また、会社からのフィードバックがあった場合に通知を受けるために、システムからの電子メール通知の受取りオプションを選択することをお勧めします。適用法令に基づき必要とされる場合、報告を受領し、調査を実施し、報告者と連絡を取り、必要な是正措置を講じる担当者が指定されます。

すべての報告は、調査の必要性を判断するために、迅速かつ徹底的に検討されます。調査が必要とされた案件は、事案の性質や必要性に応じて、アサヒグループホールディングス株式会社およびグループ会社の法務・コンプライアンス、内部監査、人事などの部門や、会計士、弁護士、フォレンジックなどの外部専門家から構成されるアサヒグループの調査チームによって調査されます。

調査は、「アサヒグループ内部通報案件の調査に関する基本原則」に従い、適用される現地の法規制のもと、本規程に基づいて受理されたすべての報告について、以下の基本原則に従って行われます。

- すべての案件に真摯に対応すること。
- 秘密厳守で調査を行うこと。
- 利益相反を回避すること。
- 客観的に調査を行うこと。
- 公正かつ中立に調査を行うこと。
- 遅滞なく調査を行うこと。
- 状況の改善を図ること。

さらなる情報が必要な場合は、会社から連絡します。報告に、調査を進めるための十分な情報が含まれておらず、3カ月以内に更なる情報が得られない場合は、根拠のない事案として、案件を終了します。

現地の法令により異なる時間軸が要求されない限り、アサヒグループは、報告された問題の結果に関するフィードバックを、受領確認から3カ月以内、若しくは受領確認が送付されなかった場合は、報告日の7日後から3カ月以内に提供します。

複雑な事案の場合、または適切なフォローアップが決定されていない場合、上記の期間が延長されることがあります。その場合は、実務上可能な範囲で、延期される旨と予想されるフィードバックについてお知らせします。

事案の結果としては、その性質と重大性を考慮の上、以下のような結果があり得ます。

- 当該事案が立証され、その問題点を改善するために必要に応じ、関連する社内規程または法令に従って適切な措置が取られる
- 当該事案はアサヒグループの社内規程や法令に違反するものではないが、状況ないしは会社の体制・システムを改善するための措置を講じる
- 当該事案には根拠がない

なお、調査結果や問題解決の詳細については、関係者の秘密保持やプライバシーの関係上、お伝えできない場合があります。

また、調査の目的は、不正行為があったか否かを特定し、是正措置を講じることであるため、報告者の期待する結果にならない可能性があることをご理解ください。

報告者の保護

■ 秘密保持

アサヒグループは、報告者の身元、調査に関連する者の身元、およびその特定につながる可能性のある情報を含む、すべての報告を機密かつ慎重に取り扱うように努めます。

アサヒグループは、調査を行い、懲戒処分を含む是正措置を講じるために真に必要な場合に限り限られた関係者に報告や報告者の身元を開示することがあります。ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- 報告者が開示することに同意した場合
- 法令または裁判所の命令に従い、開示が必要な場合
- 生命、健康、財産に対する重大かつ緊急な脅威を防止するために開示が必要な場合
- 助言を得るために、弁護士、会計士、フォレンジック専門家に対する開示が必要な場合
- 適用法令により認められている範囲内で、アサヒグループが当局に対する開示が必要と判断した場合

調査が行われる場合、調査の過程において、被疑者に対して、報告があった旨伝えることがありますが、その場合でも、報告者の身元を開示することはありません。

被疑者に対しても同様に、可能な限り秘密保持に努めます。

■ プライバシー保護

アサヒグループは、報告者、被疑者、および目撃者を含む関係者のプライバシーを保護することを約束します。報告者は、「Speak Up」システムを通じて報告を提出し、または下記の「エスカレーション」項目に従いエスカレーション報告を提出することで、報告内容および調査により取得される個人データが「Speak Up」システムにおける「個人データ保護およびプライバシーに関する通知」に従って取り扱われることを了承します。

■ 報復禁止

アサヒグループは、本規程に基づき報告する者、そのような報告者を支援する者、または誠実に調査に協力する者に対する報復行為を絶対に許しません。

これらの者に対する報復、不利益ないし不当な取扱い、懲罰、ハラスメントを含む報復や報復を示唆する行為は、アサヒグループ行動規範の違反となり、懲戒処分の対象となります。

本規程に基づき報告を提出した結果、何らかの形で報復されたと考える場合、直ちに「Speak Up」システムを通じて当該行為を報告してください。

社外への報告

本規程は、アサヒグループが不正行為の疑いについて可能な限り早期に把握し、対処するための仕組みを提供しています。しかし、本規程のいかなる規定も、違法行為や違法の疑いのある行為について、規制当局に報告したり情報提供したり、OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に定める連絡窓口を利用したり、またはその他の司法的または司法的ではない方法を通じて通報することを制限しません。本規程に記載されている報告方法を通じてアサヒグループに報告することに加えて、またはその代わりに、規制当局に対して報告することも可能です。

報告者がすべきでないこと

■ 虚偽の報告

すべての懸念は誠実に報告されなければならない、個人的利益を目的としたり、悪意で報告したりしてはいけません。

意図的または故意に、虚偽または誤解を招くような報告をした場合は、保護されない可能性があります。一部の国においては違法行為となります。意図的または故意に、虚偽の報告、誤解を招くような報告、または悪意のある報告をした従業員には懲戒処分を行う可能性があります。

■ 報告前の調査

報告する前に、自ら調査を行ったり、被疑者と接触して事実関係を確定しようとしたり、説得性を増すために証拠収集したりしてはなりません。そのような行為によって、被疑者を警戒させ、証拠を処分されたり破棄されたりすることを避ける必要があります。

善意で報告をしたことが、調査により立証されなかったとしても報告者に責任を問うことはありません。

調査への協力

事実関係を解明し、より効果的な調査を実現するためには、関係者の協力が不可欠です。このため、調査へのご協力をお願いいたします。

エスカレーション

事案の結果報告の受領後、アサヒグループの調査が本規程または「アサヒグループ内部通報案件の調査に関する基本原則」に従って行われなかったと考える場合、以下のメールアドレスにてアサヒグループホールディングス株式会社の監査委員宛に、エスカレーション申請書を提出することができます。

escalation@asahigroup-holdings.com

エスカレーション申請書は、別紙 2 の雛型に従って記入の上、提出してください。

報告の対象となった当事者も同様にエスカレーション申請書を提出することができます。

各国法令

すべての各国法令は有効に適用されます。本規程の一部が適用法令に抵触する場合、適用法令を遵守しなければなりません。本規程の規定が適用法令よりも厳しい場合、または報告者をより保護している場合、可能な限り、本規程の規定が優先されます。

アサヒグループ各社は、上記の各規定を変更せずに、本規程をそのまま採用するものとし、アサヒグループ各社は、適用法令を遵守するため、あるいは現地の規則や慣行を反映させるための追加規定を各国付属書に定め、別紙 3 に添付することができます。例えば、適用法令が特定の内部通報に関する義務を定めている場合、あるいは、本規程の内容、秘密保持義務、保管方針、個人データ保護などに関する更なる要請事項がある場合は、各国付属書に定めず。

各国付属書は、アサヒグループホールディングス株式会社 Head of Legal が承認します。

記録の管理

本規程に基づくすべての報告、調査結果、および是正措置は、アサヒグループホールディングス株式会社の Legal により、適用法令で認められている範囲において、一元管理およびモニタリングされます。内部通報および個人データ保護に関する各国の適用法令により認められる限りにおいて、アサヒグループホールディングス株式会社のコンプライアンス委員会は定期的に匿名ベースで報告について情報共有を受けますが、報告者が特定される可能性のある情報の開示はありません。

また、アサヒグループは、「Speak Up」システムの利用状況について、報告件数を含む集計データを外部に開示します。調査により判明した事実について、「個人データ保護およびプライバシーに関する通知」に従い、関係者に報告や通知をすることもあります。情報開示により、内部通報案件の対応プロセスに透明性を維持することができ、また、集計データの分析により傾向を把握し、アサヒグループの内部通報案件への対応及び是正・改善に役立てることができま
す。アサヒグループは、そのような情報開示に際して、個人のプライバシーを保護して、秘密を保持することを約束します。

すべての報告および関連する情報は、調査、是正・改善、または想定される訴訟のために必要な最小限の期間、保管されます。

その他

本規程は 2025年3月26日をもって発効します。

本規程は、アサヒグループホールディングス株式会社の Legal 担当役員の決裁をもって修正することができるものとします。

本規程はアサヒグループホールディングス株式会社 Legal が所管し、その解釈については、同社の Head of Legal が決めるものとします。

沿革

2024 年5月16日 制定
2025 年3月26日 改正

別紙 1:

言語

- ビルマ語
- 中国語(簡体字)
- 中国語(繁体字)
- チェコ語
- オランダ語
- 英語
- フィンランド語
- フランス語(ヨーロッパ)
- ドイツ語
- ハンガリー語
- インドネシア語
- イタリア語
- 日本語
- 韓国語
- マレー語
- ノルウェー語
- ポーランド語
- ポルトガル語(ヨーロッパ)
- ルーマニア語
- スロバキア語
- スペイン語(カスティーリャ語)
- スウェーデン語
- タイ語
- ベトナム語

ホットライン電話番号

アルゼンチン	0800 345 8171	韓国	080 880 4971
オーストラリア	1800 518 251	オランダ	0800 022 6683
オーストリア	0800 068 741	ニュージーランド	0800 459 601
ブラジル	0800 764 5023	ノルウェー	800 62 298
カナダ	(800) 451 5686	フィリピン	02 8231 3958
中国	400 120 4702	ポーランド	0 0 800 491 1988
コロンビア	01 800 518 9922	ルーマニア	800 890 298
チェコ	800 144 478	シンガポール	800 492 2791
フィンランド	0800 413790	スロバキア	0800 002 589
フランス	0 805 08 93 54	南アフリカ	080 098 3095
ドイツ	0800 180 2079	スペイン	900 999 390
香港	800 963 779	スウェーデン	020 88 15 87
ハンガリー	80 088 299	スイス	0800 834 772
インドネシア	021 509 183 76	台湾	00801 49 1536
イタリア	800 582 753	イギリス	0800 060 8788
日本	0800 100 9058	米国	(800) 451 5686
マレーシア	015 4600 0507		

別紙 2: エスカレーション申請書の雛型

アサヒグループホールディングス株式会社 監査委員 御中

私は、[Speak Up を通じて報告を行った案件/私が対象の報告案件]の調査が終了したことを確認した上で、以下の通りエスカレーション申請書を提出いたします。

案件の固有番号:[]

氏名(記名を希望する場合のみ):[]

メールアドレス:[]

報告案件の概要(あなたが報告案件の対象だった場合):

[]

調査がアサヒ Speak Up 規程または「アサヒグループ内部通報案件の調査に関する基本原則」に従って行われなかったと考える理由(調査が、規程又は基本原則のどの記載に従って行われなかったのか、具体的に記載すること):[]

私は、本申請書を提出することにより、アサヒグループホールディングス株式会社の調査担当者が、Speak Up ウェブサイトに掲載されている「個人データ保護およびプライバシーに関する通知」に従い、元の報告案件および今回提出したエスカレーション案件に関して提供される個人データにアクセスすることを了承します。

別紙 3:各国付属書

- ・日本についてはなし